

一人口の動き—  
9月末現在  
( )は8月末との比較  
出生8人 死亡2人  
転入10人 転出13人  
世帯数 1,272世帯(-2)  
男 2,865人 (±0)  
女 2,947人 (+3)  
合計 5,812人 (+3)

広報

わしま

発行  
和島村役場企画課  
発行日  
昭和54年11月1日  
印刷所  
㈱第一印刷所



村民レクリエーション大会

生かして使おう 石油・電気・水

年末調整の月びら

サラリーマンが、毎月の給料や賞与から差引かれた所得税を、こし最後の給料の支払を受けるときに精算するのが年末調整です。大部分のサラリーマンは、この年末調整によって、ことし一年間の納税が完了します。

そこで、年末調整について、一般のサラリーマンに注意していただきたい点を説明しましょう。

一、扶養控除や配偶者控除が受けられる扶養親族などに異動があったときには、その都度異動申告書を勤務先に提出することになっております。

二、今年中に支払った国民健康保険の保険料などの社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除申告書を勤務先に提出してく



三、本人が住むために住宅を新築したり、新築住宅を購入した場合には、一定の要件にあてはまれば、居住した年から三年間に

わたって、住宅取得控除として税額から控除されます。

この住宅取得控除は、最初の年は確定申告をして控除を受け

栗林仁六郎さん 県代表で中国へ

このほど、新潟県農業者友好訪中団に本村から栗林仁六郎さん(根小屋)が選ばれて参加することになりました。

県では、本県の農業青年や地域のリーダーを中華人民共和国に派遣し、体験・交流を通じて中国農民の不屈の気概を学び相互理解と信頼を深め、友好と親善につとめ地域農業の推進者を育成するために実施するものです。

県内からは、団員と役員で一三名程が参加し、十一月六日から十三日まで上海市や無錫市などを

ますが、二年目、三年目は年末調整の際に控除を受けることもできます。

四、住宅や宅地を購入するために一定の要件を備えている住宅貯蓄契約に基づいて、銀行などに積立をしたり、日本住宅公団から宅地債券などを購入した場合に、今年中に積立などをした金額に一定割合をかけた額が住宅貯蓄控除として税額から控除されます。

「年末調整」の結果、それまでに源泉徴収された税額が、年税額と比べて納め過ぎになった場合は、その納め過ぎの税額が還付されます。また年税額と比べて不足にな

回り帰国することになっていきます。栗林さんは、指導農業者として農業後継者への助言や指導をされており、村内はもとより県内でも広く活躍されております。



保健衛生行事 (11月20日～12月12日)

| 12月 | 11月 | 月  | 日  | 曜 | 種 | 目 | 対            | 象          | 時        | 間 | 場      | 所 |
|-----|-----|----|----|---|---|---|--------------|------------|----------|---|--------|---|
| 12  | 11  | 22 | 20 | 火 | 木 | 火 | 乳            | 乳          | 午後一時半～二時 |   | 福祉センター |   |
|     |     |    |    |   |   |   | 乳児           | 乳児         |          |   |        |   |
|     |     |    |    |   |   |   | 乳児検診         | 乳児検診       |          |   |        |   |
|     |     |    |    |   |   |   | 麻しん(はしか)予防接種 | 個人通知のあった幼児 |          |   |        |   |

お詫び

つた場合は、その不足分は年末調整が行なわれる今年最後の給料やボーナスから源泉徴収されます。大部分のサラリーマンは、この年末調整によってその年の納税が完了することになりますので、改めて確定申告をする必要はありません。しかし災害や盗難にあって雑損控除が受けられる人や、多額の医療費を支払っているために医療費控除が受けられる人、あるいは、今年初めて住宅取得控除が受けられる人などは、確定申告をし

先月号(十月号)のうぶごえ欄で長谷川幸司さんの二女「由里」さんが「由」さんになっておりました。プリントミスがありましたことを訂正してお詫びします。

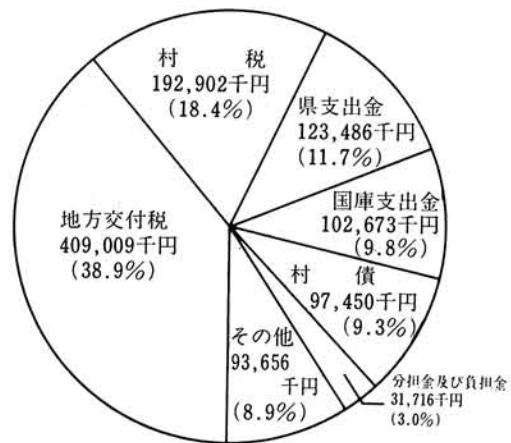
飛び出すな 車のあとにまた車

# 昭和53年度和島村決算状況

昭和53年度の一般会計、国保会計の決算は、9月定例議会で認定されました。そのあらましを図表にまとめてみました。

## 一 般 会 計

歳入決算額 1,050,892千円 歳出決算額 1,036,250千円  
(14,642千円の黒字)



|        |           |       |
|--------|-----------|-------|
| 総務費    | 265,078千円 | 25.6% |
| 土木費    | 166,144千円 | 16.0% |
| 教育費    | 130,449千円 | 12.6% |
| 農林水産業費 | 126,858千円 | 12.2% |
| 民生費    | 92,087千円  | 8.9%  |
| 災害復旧費  | 68,134千円  | 6.6%  |
| 衛生費    | 50,886千円  | 4.9%  |
| 公債費    | 48,047千円  | 4.6%  |
| 防衛費    | 40,179千円  | 3.9%  |
| 議会費    | 31,255千円  | 3.0%  |
| 商工費    | 15,266千円  | 1.5%  |
| 諸支出金   | 1,672千円   | 0.2%  |
| 労働費    | 195千円     | 0.0%  |

### 村税の内訳

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 村 民 税     | 98,510千円 (51.1%) |
| 村 民 均 等 税 | 16,950千円 (8.8%)  |
| 固定資産税     | 62,945千円 (32.6%) |
| 特自動車税     | 3,948千円 (2.1%)   |
| 電 気 税     | 10,463千円 (5.4%)  |
| 本村引取税     | 86千円 (0.0%)      |

### 村債の内訳

|              |                     |              |
|--------------|---------------------|--------------|
| 一般単独事業債      | 208,849千円           | 37.8%        |
| 義務教育施設整備事業債  | 99,564千円            | 18.0%        |
| 公共用地先行取得等事業債 | 88,000千円            | 15.9%        |
| 厚生福祉施設整備事業債  | 66,056千円            | 12.0%        |
| 国庫付金         | 37,000千円            | 6.8%         |
| その他          | 52,820千円            | 9.5%         |
| <b>村債</b>    | <b>5億5千2百69万5千円</b> | <b>17.3%</b> |
| 市中銀行         | 261,506千円           | 26.3%        |
| 大蔵省資金運用部     | 145,000千円           | 10.4%        |
| 郵政省簡易保険局     | 57,564千円            | 8.0%         |
| 公営企業金融公庫     | 44,000千円            | 8.0%         |
| その他          | 44,825千円            | 8.0%         |

## 国民健康保険特別会計

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 歳 入   | 176,168千円         |
| 国庫支出金 | 92,766千円 (52.7%)  |
| 保険料   | 65,268千円 (37.0%)  |
| その他   | 18,134千円 (10.3%)  |
| 歳 出   | 164,759千円         |
| 保険給付費 | 146,392千円 (88.8%) |
| その他   | 18,367千円 (11.2%)  |

(11,409千円の黒字)

## 戦争犠牲者に対する 援護措置が改善

さきの法律改正で、戦争犠牲者（戦没者の遺族、戦傷病者）に対する援護措置がそれぞれ次のおり改善されました。該当される方は役場へ申出て請求手続をとってください。

### 戦傷病者戦没者遺族 援護法関係

- (一) 第一款症の障害年金証書をお持ちの方が、昭和五十一年十月一日から昭和五十四年九月三十日までに、この年金をもらうことになった病气やけが以外の病气等で死亡した場合（平病死）には、「障害者遺族特例年金」が支給されます。
- (二) この年金は、遺族の妻、父母（事実上の父母を含む）、及び孫がいる場合は、妻にだけ支給されますが、昭和五十四年十月一日からは父母、孫にも併せて支給されることになりました。そこで、この父母及び孫に該当することになった場合は、「第一款症平病死年金」の請求をしてください。
- (三) 昭和五十四年十月一日以後、第一款症の障害年金証書をお持ちの方が平病死されたときは、

- (四) その遺族にも「第一款症平病死年金」が支給されることになりました。そこでこれに該当することになった場合は請求してください。
- (五) なお、「障害者遺族特例年金」の額は、昭和五十四年十月一日から増額され、「第一款症平病死年金」として支給されます。この場合は請求行為は必要ありません。
- (六) 昭和二十一年二月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間に再婚し、この期間に離婚した妻について昭和四十年十月一日から昭和五十四年九月三十日までの間に援護法の処遇の対象となった戦没者（日華事変間の内地等における勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した者、満鉄軍属、防空従事者等）の遺族である場合は、昭和五十四年十月一日から「遺族年金」が支給されることになりました。

### 戦傷病者の妻に対する 特別給付金支給法関係

- (一) 昭和二十一年二月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間に再婚し、この期間に死別した妻について昭和四十二年十月一日から五十四年九月三十日まで
- (二) 昭和二十一年二月一日から昭和五十四年四月一日までの間に増加恩給、傷病年金又は障害年金を初めて受給することとなった戦傷病者で、その妻が昭和五十四年十月一日現在生存している者。

### 戦傷病者の遺族に対する 特別弔慰金

- (一) 左記(一)及び(二)に該当することになった場合には十二万円が国債(六年償還)により支給されますので請求してください。
- (二) 昭和六年九月十八日以降の戦没者の遺族で昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までに遺族年金、公務扶助料、殉職年金等の受給者がいなくなり、昭和五十四年四月一日現在生存している遺族のうち、最前順位者一名。
- (三) 旧陸海軍部内の判任文官等、(旧陸軍又は海軍部内の警部、監獄看守長、警査、巡査、陸軍通訳生、海軍書記、理事官、事務官、通訳官、従軍文官等)の遺族で、昭和五十四年三月三十一日までに公務扶助料の受給者がいなくなり、昭和五十四年四月一日現在生存している遺族のうち、最前順位者一名。
- (四) 前記(一)及び(二)の遺族の範囲、順位等については、不明な点は役場住民課にお問い合わせください。

## 村長室の黒板から 活字版

九月十八日 九月定例議会招集一般会計補正予算、五十三年度決算提案する。原案のとおり承認をいただく。

九月二十六日 出県の途中、新湯市内小針道路において先行の小型トラック運転席からジュースの空缶がセンター寄り路上に投棄を目撃。行政上の道路管理もさることながら、利用者の協力が如何に大切かを考えさせられた。

九月三十日(日) 農村労働福祉センターで保育所運動会開催。将来の和島村を背負う園児の元気な動きを眼のあたり見る。

十月二日 区長会研修に随行、村内五地区に分けての一日役場開催に協力要請。

十月六日 隆泉寺で良寛さま墓前法要と記念講演。来年は百五十回忌を営む計画が決った。

十月十二日 十日に急逝された久須美ムメさんの葬儀に参列。生前社会に尽されたご功績とその幅広い活躍を物語るように県内各地から多数の方の会葬と弔電が寄せられました。ご遺志によって日本医学振興の為ご遺体が新潟大学に運ばれましたが「お婆ちゃん俄張ってね」のご遺族の声をききながら、死んで後尚社会に尽される高潔なご遺志に低頭するばかり。謹んでご冥福をお祈りします。

十月十四日 快晴の村民レク。関係者のご熱意に感謝する。

# 九月定例議会

改選後の初定例会である昭和五十四年第三回和島村議会定例会が九月十八日招集されました。

会期は二十九日までの十二日間と決定し、村長・議長の諸報告の後、一般質問に入り、通告のあった八名の議員より農政問題、文教関係等、各般にわたり執行者の見解をただした。

また、今回提案された昭和五十三年度の一般会計並びに国民健康保険特別会計の決算認定は決算審査特別委員会が設置され、その審査

## 久須美ムメさん死去



故 久須美ムメさん

久須美ムメ和島村婦人協議会長は十月十日午前八時十分、県立吉田病院で亡くなられました。七十九歳でした。あらためてご冥福をお祈りします。

久須美さんは昭和二十二年四月四十七歳で島田村議会議員に初当選されて以来、島田村議会議員七年十一月、和島村議会議員を八年四月にわたりつとめられたは

会委員の選任(同意)  
◎議員提出議案  
△村長の専決事項の指定(原案可決)  
△国民健康保険制度の改善に関する意見書(原案可決)

## 二十年を迎える 国民年金(その一)

老齢化社会のあらしの中で、国民年金法が、昭和三十四年に施行されてから、今年で満二十二年となりました。

戦後、食生活の改善・医療の進歩等に伴い、日本人の平均寿命は著しく伸び、六十五歳以上の者が非常に多い、いわゆる「老齢化社会」となり、更に、家族構成は、核家族化する傾向にあります。



老後の生活設計の主柱である年金の重要性が叫ばれ、認識されてきつつある現在、今後の年金制度を、どのような見が発表されております。

このような時に、国民年金が人間に例えれば、うぶ声を上げてから二十二年たち、成人になったと言ふことは、意義が深くこれを機会に、住民一人一人が真剣に「老後の年金」を考える必要があると思ふます。

## 国民年金ができて 国民皆年金

国民年金ができ、加入者の保険料の徴収が始まった昭和三十六年四月に通算年金制度ができました。これは、厚生年金・各種共済組合と国民年金(これらを含めて「公的年金制度」と言います)の加入期間(国民年金では、保険料を納めた期間又は免除期間)を合せて、二十年か二十五年(昭和五四年四月一日以前生れの者は、一〇年(二十四年に短縮)以上あれば、六十歳又は六十五歳から年金を支給する制度です。

それまでは、転職等で一つの制度の加入期間が短いため、年金を受ける資格を取れない、いわゆる「保険料の掛け捨て」のケースが多かったのですが、この通算年金制度ができて、

- 公的年金制度の種類
- 一、国民年金
  - 二、厚生年金
  - 三、船員保険
  - 四、国家公務員共済組合
  - 五、地方公務員共済組合
  - 六、私立学校教職員共済組合
  - 七、公共企業体職員等共済組合
  - 八、農林漁業団体職員共済組合

## 募金結果

区長さんを通して実施しましたミニコロニーの募金は、みなさんのご協力により目標額三〇五、三〇〇円に対し、実績額は三三三、六六五円と好成績をあげることができました。厚くお礼申し上げます。部落別の募金額は次のとおりです。

|      |        |      |         |
|------|--------|------|---------|
| 上小島谷 | 10,600 | 上制   | 25,250  |
| 中小島谷 | 14,000 | 三瀬ヶ谷 | 5,100   |
| 下小島谷 | 17,600 | 北野   | 13,900  |
| 下高岡  | 31,000 | 根小屋  | 6,000   |
| 若野   | 17,000 | 鹿巻   | 16,300  |
| アミダセ | 5,100  | 新田   | 7,500   |
| 高畑   | 9,300  | 中尖   | 12,600  |
| 日野   | 6,550  | 下町上  | 15,950  |
| 中梅   | 14,845 | 下町下  | 18,510  |
| 梅田   | 17,900 | 川端   | 12,300  |
| 東保   | 6,060  | 道城下  | 9,600   |
| 村保   | 19,000 | 法善町  | 7,100   |
| 城之丘  | 19,600 | 寺町   | 7,600   |
| 岡谷   | 14,600 | 小谷   | 2,400   |
| 坂    | 15,900 | 合計   | 383,665 |
|      | 4,500  |      |         |

## \*篤志に感謝します

故久須美ムメさんの遺言により村社会福祉向上に役立ててほしいと、遺族より社会福祉協議会に金二十万円の多額なご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

# 秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日



十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事の多い季節です。

火災の原因で、暖房器具の中で一番多いのは、石油ストーブです。これらの暖房器具の取扱いは十分注意して下さい。

## あなたの消火 できる範囲は

どんな火災もはじめは「ボヤ」です。

期を失せず、あわてず消火すれば火災を大きくしないで済みます。火が出たからといって逃げ出すのは落第です。まず「火事だ」と大声で隣近所へ知らせ、早いうちに消火行動をとることが大切です。火災のようすは燃える物、場所により異なりますが、一般住宅の場合、天井に炎が達するまで三分五分位かかります。この三分間が

## 石油ストーブを使うときは

- ◆給油するとき
  - ◎灯油を入れる時は、必ずいったん火を消すこと。火をつけたまま補給するのは最も危険です。
  - ◎給油中にこぼれた油は、よくふきとる。
- ◆置き場所
  - ◎カーテンやふすまなど燃えやすいもののそばや、上から物が落ちるかも知れないたの下のなごには置かない。
  - ◎人の出入り口や通路などは転倒の危険があるので避ける。
  - ◎移動させる場合は、必ずいったん火を消す、火をつけたまま運ぶのは危険です。
- ◆周囲の状況

## 新しく買う場合

- ◆新聞や雑誌へ「アースプレー・マニキュア、接着剤などの燃えやすいものおよび引火性のあるものは、そばに置いたり使用しない。
- ◆「対震自動消火装置」のついたものを選び、説明書をよく読んで正しく使う。

## お年寄りと 子供を守ろう

- ◆寝る場所
  - ◎避難しやすいよう出入口の近くの部屋で就寝させましょう。
  - ◎老人や子供を残してやむを得ず外出するとき
  - ◎ストーブなどの火は消して行きましょう。
  - ◎隣近所にひと声かけて頼んで行きましょう。
- ◆寝たばこはやめましょう
- ◆子供の火あそびにはきびしく

## 灯油の貯蔵に 注意

◆灯油の貯蔵は五〇リットル未満までです。(ドラム缶は一本二〇リットルです)から、二本と半分までです。(この場合でもメートル以上の空地が必要です。

## これくらいと 思う油断を 火が狙う

## 選挙結果

去る十月七日行われました衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票結果は次のとおりでした。

- ◎選挙当日の有権者数
- 男 二、〇三二人
  - 女 二、一八一人
  - 計 四、二二三人
- ◎投票者数
- 男 一、七八二人
  - 女 一、八三八人
  - 計 三、六六〇人
- ◎投票率
- 男 八七・七〇%
  - 女 八四・二七%
  - 計 八五・九二%

## 所得税の予定納税



所得税第二期分の納期は、十一月三〇日までです。納めていただく金額は、六月に税務署から皆さんのお手元に通知してあります。期限内に遅れないように納めてください。